2025.5 月現在

出生に関連するおもな手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍					
お子さんのマイナンバーカード申請（顔写真なし）	出生届と同時にお子さんのマイナンバーカードの申請ができます。			**市民課** 西館１階 緑の1番窓口 TEL:37-6100	
お子さんの個人番号（マイナンバー）通知書	※出生届と同時にマイナンバーカードの申請をされなかったお子さんへ、後日、通知が郵送（簡易書留）で送られます。（約１か月かかります）				
お子さんの住民票コード	窓口で手渡します ※時間外に届けられた場合は、後日、通知が郵送で送られます				
母子健康手帳への出生証明	出生届を受理した窓口で「出生届出済証明」を行います。 ※時間外に届けられた場合は、後日、母子健康手帳をご持参ください。	母子健康手帳			
保険年金					
お子さんが国民健康保険に加入する方	・国民健康保険の加入 ・産前産後保険税の免除手続き			**国保年金課** 西館１階 緑の2番窓口 TEL:37-6101	
→出産した方が国民健康保険の方 ① 出産した医療機関で「直接支払制度」（※1）の手続きをし、出産費用が 50 万円（※2）に満たなかった方 ② 「直接支払制度」（※1）を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方	「出産育児一時金」の支給申請	・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の２点> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し			
→出産した方が国民年金の方	産前産後保険料の免除手続き				
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で手続きしてください	
こども					
児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して 15 日以内 ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください	・請求者、配偶者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の通帳 ・請求者の健康保険資格確認等 ※2 人目以降は、必要なものは特にありません。		**こども家庭課** **（こども家庭センター）** 西館１階 オレンジの6番窓口 TEL:37-6107 ※必要なものがそろっていなくてもお立ち寄りください	
子どもの医療費助成を申請する方	子どもの医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから窓口へお越しください	・子の健康保険資格確認書等 ・保護者・子のマイナンバーが確認できる書類			
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			
乳児健康診査補助券、予防接種予診票の発行	窓口で手渡しします。市外で出生届を出された方も必ず手続きにお越しください。 ※里帰り等で来庁が遅れる場合はご連絡ください。	母子健康手帳 （出生届出済証明をされたもの）			
保育園等に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		**保育幼稚園課** 西館１階 オレンジの7番窓口 TEL:37-6109	
その他					
市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		**定住推進課** 東館１階 青の4番窓口 TEL:37-6150	

※1　国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2　産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

小城市

〒845-8511　佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2
電話番号：0952-37-6111（代表）
開庁時間（月曜日～金曜日）　8 時 30 分から 17 時 15 分まで
※土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く

手続きチェックシート

出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれたら 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- **医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届**
- **母子健康手帳**

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で本人確認できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に 2 点が必要なもの

・健康保険資格確認書
・介護保険証　　・年金手帳※
・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和４年４月１日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。